

(別紙)

貸付条件

1. 利用者は、その貸付けを受けた時から貸付物品について善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うものとする。
2. 貸付物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を、第三者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸付物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸付物品を利用し、県又は第三者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 校長が別に定める「タブレット端末等活用の手引き」等に反する行為を行うこと。
 - (6) その他学習用端末等貸付けの目的及び貸付決定書に記載される遵守事項に反すること。
3. 利用者は、校長から貸付物品の使用又は管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用端末の各家庭での充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. モバイルルータの使用に係る通信料は、利用者の負担とする。ただし、学校が臨時に休業する期間の通信料については、その一部を県が補助する場合がある。
6. 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届(様式第5号)を校長に提出しなければならない。
7. 利用者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失又は損傷をした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
8. 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
9. 県立水戸特別支援学校は、貸付けの目的外の貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
10. 利用者が、当該校在籍でなくなった場合は、貸付決定を取り消す。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
11. 利用者は、校長が別に定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
12. 貸付期間中であっても、県立水戸特別支援学校の使用又は管理において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。
13. 利用者の保護者(親権者又は未成年後見人)は、貸付条件に基づき、利用者が負担する一切の債務について利用者と連帯して保証するものとする。
14. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及びこの要項に定める事項等を遵守しなければならない。
15. その他、学習用端末等の利用に際しては、県立水戸特別支援学校の指示に従うものとする。